

第4部 生活排水対策の推進体制

第5章 生活排水対策の

推進体制に関する事項

1. 啓発活動の推進体制

本市における生活排水対策の啓発活動は、現在、伊勢河川海域環境美化推進協議会のボランティア委員と行政が中心となって推進している。今後は、伊勢河川海域環境美化推進協議会がさらに積極的に普及啓発活動を行うとともに、生活排水対策活動や河川海域の美化活動などに取り組む住民組織などと連携を図りながら、住民と行政が一体となった実践活動を展開する。

また、生活排水対策を推進し快適な水環境を保全するためには、広域的な施策が必要であることから、国、県、市などで構成する伊勢市水環境連絡調整会議と伊勢河川海域環境美化推進協議会とで連携を図りながら施策を推進する。

さらに、河川や海域などの美化浄化活動を行う各種団体などと情報交換を行うとともに、それら事業への積極的な参加や支援を通じ啓発活動の推進を図る。

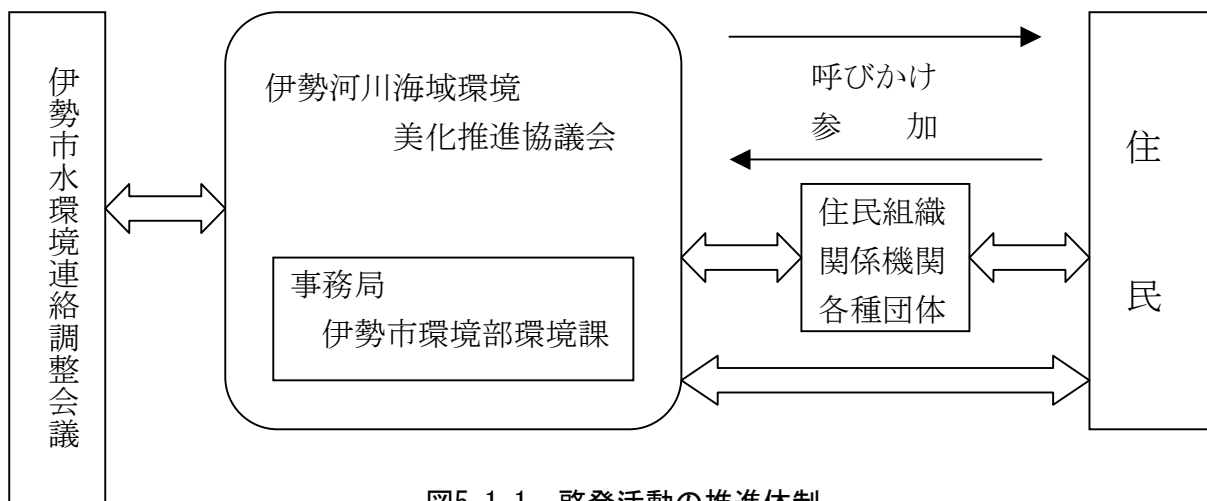


図5-1-1 啓発活動の推進体制